

在宅医療に必要となる医療機器の供給体制のより一層の整備を図っていく。

在宅緩和ケアを行っている医師にも最新のがん医療全般について、その知識を得ていくことが望まれる。

介護保険制度において、要介護・要支援認定の効力は申請日に遡ることとしており、申請日から認定日までの間も介護保険サービスの利用が可能となっている。そのため、さらに本制度運用の周知徹底を図るとともに、申請手続きに要する期間の短縮に向けた対応について検討する。

(4) 診療ガイドラインの作成

① 現状

国は、医療安全・医療技術評価総合研究事業（厚生労働科学研究費補助金）において、学会等が行うEBMの手法による診療ガイドラインの作成に対して支援を行っている。がんに関してはこれまでに、乳がん、肺がん、肝がん、胃がん、前立腺がん、食道がん、膵臓がん、胆道がん、大腸がん、腎がん、卵巣がん及び皮膚がんについてのガイドラインが完成している。

財団法人日本医療機能評価機構の医療情報サービス事業（通称：Minds）において、診療ガイドライン等をデータベース化し、インターネットを介して広く情報提供を行っている。また、米国国立がん研究所の大規模がん情報ページの日本語版も財団法人先端医療振興財団が毎月更新・配信している。

② 取り組むべき施策

引き続き、学会等の医師に対する診療ガイドラインの作成に対して支援を行っていく。なお、診療ガイドラインの作成にあたっては、患者がどのようなことを望んでいるのかという視点を考慮することも検討する。

診療ガイドラインも含めたがん医療について、新薬等の最新情報を収集し、がん対策情報センターのホームページ等に掲載することにより、医療従事者及び一般国民に向けた周知を可能な限り迅速に図っていく。

全国の拠点病院が連携し、化学療法のレジメン等治療に関する情報を共有するとともに、それらを広く公開していく。

(5) その他

がん患者は病状の進行により、日常生活動作に次第に障害を来し、著しく生活の質が悪化するということがしばしば見られることから、療養生活の質の維持向上を目的として、運動機能の改善や生活機能の低下予防に資するよう、がん患者に対するリハビリテーションについて積極的に取り組んでいく。

小児がんについて、長期予後のフォローアップを含め今後より一層の対策を講じていく。

がん医療における告知等の際には、がん患者に対する特段の配慮が必要であることから、医師のコミュニケーション技術の向上に努める。また、告知を受けた患者の精神心理的サポートを行う人材の育成など、体制の整備に向けた研究を進めていく。

3 医療機関の整備

① 現状

がん医療においては、拠点病院が、地域におけるがん医療の連携の拠点となり、自ら専門的な医療を行うとともに、連携体制の構築や医療従事者への研修を行うこととなっている。また、地域のがん患者等に対する情報提供や相談支援を実施することとなっている。

平成18年度の医療制度改革においても、医療機能の分化・連携を推進し、地域において切れ目のない医療の提供を実現することが打ち出されており、特に、がんをはじめとして法令で定められた四疾病及び五事業等について、連携体制の早急な構築が求められている。このため、都道府県は、平成20年度からの新たな医療計画において、がん等に係る地域ごとの医療連携体制について記載し、連携を推進することとされている。

② 取り組むべき施策

標準的治療や先進的な医療の提供、術後の経過観察、在宅医療の実施及び集学的な臨床研究の実施など、医療機能の分化・連携を推進していく。

がん診療を行う医療機関には、地域連携クリティカルパスの活用等により、医療機関の連携体制を構築し、切れ目のない医療の提供を実現することが望まれる。その際には、診療に関する学識経験者の団体など関係団体等と協力していくことが望まれる。

地域における連携体制の状況や各医療機関の専門分野等を情報提供することにより、がん患者の不安や悩みを解消していく。

拠点病院については、がん患者の視点も加えた評価の仕組みの導入や放射線治療が実施できることを指定の要件とするなど、更なる機能強化に向けた検討を進めていく。なお、実施している手術件数等が少ない拠点病院が存在するという現状を踏まえ、拠点病院の役割を整理し、その見直しを引き続き行っていく。

拠点病院については、活動状況を適宜把握し、必要に応じて指導を行う。なお、指導により改善できない場合や都道府県内に拠点病院としてより適切な医療機関がある場合は、その指定について取り消しを含めた検討を行う。

がん対策情報センターについては、専門家及びがん患者の意見を聞きつつ、企画立案、医療情報提供、がんサーベイランス、臨床試験支援、診療支援、研究企画の業務を実施し、その機能を更に充実させることが望まれる。

拠点病院を中心として、緩和ケア病棟、緩和ケアチーム、在宅療養支援診療所等が連携すること等により、地域ごとの連携強化を図っていく。

また、がんの種類等によっては、がん患者がその居住する県では必要とする治療を受けられない場合もあることから、県を超えた医療機関の連携を図ることについて検討する。

診断においても適切な医療が提供されるためには医療機関の連携が必要であることから、バーチャルスライドによる遠隔病理診断支援等を用いて医療機関の連携を推進していく。

医師には、受診した患者についてがん診療が必要である場合は、必要に応じ、より専門的な診療が提供できる医療機関を紹介するなど、適切ながん医療が受けられるよう、日頃より注意を払うことが望まれる。

4 がん医療に関する相談支援等及び情報提供

① 現状

拠点病院は、患者及びその家族のがんに対する不安や疑問に適切に対応するための相談窓口として相談支援センター（以下「相談支援センター」という。）を設置している。さらに、様々ながん対策に関連する情報の効果的・効率的な収集、分析、発信等に不可欠な中核的組織として、がん対策情報センターを設置し、両者による「情報提供ネットワーク」により、情報提供体制の整備に努めている。

相談支援センターでは、電話による相談のほか、面接による相談にも対応している。また、がん対策情報センターにおいては、相談支援センターにおける相談を支援するためのがん医療に関する総論的な情報を提供するとともに、相談支援センターの相談員に対する研修を行っている。

がん対策情報センターでは、国及び都道府県が実施するがん対策に関する国民の理解を促進するため、各都道府県と協力し、がん情報サービス向上に向けた地域懇話会（以下「地域懇話会」という。）を開催している。

学会、関係団体等において、一般国民向けのがんに関する普及啓発、がん患者や家族からの相談への対応といった活動が行われている。

② 取り組むべき施策

がん患者や家族等が、心の悩みや体験等を語り合うことにより、不安が解消された、安心感につながったという例もあることから、こうした場を自主的に提供している活動を促進していくための検討を行う。

がん患者本人はもとより家族に対する心のケア（精神的支援）が行われる診療体制・相談支援体制を構築していく。

がん対策情報センターにおいて、引き続き相談支援センターの相談員に対して研修を行うなど、相談支援を行う者を育成していく。

がん患者の生活には療養上様々な困難が生じることから、適切な指導助言を行うため、相談支援センターに相談員を複数以上専任で配置するなど、相談支援を行う者を適正に配置することが望まれる。なお、その際には、既に相談に携わってきた看護師等の医療従事者や十分訓練を受けた相談員を持つ患者団体等との連携について検討する。

担当医に遠慮せず相談ができるよう、必要に応じて他の医療機関においても相談を受けられる体制を整備していくことに努める。

国民が、がんをより身近な病気として受け止めるとともに、がん患者となった場合でも適切に対処することができるようにする必要がある。また、がん医療、がんの再発患者や末期患者に対する誤解を払拭することが重要である。このため、引き続き地域懇話会を開催するとともに、地方公共団体や企業等とも協力しつつ、がん年齢に達する前の早い段階からがんに関する知識を国民が得られるようにすることに努める。

がんに関する情報は、がん患者の立場に立って、様々な手段を通じて提供される必要があり、また、インターネットを利用する者と利用しない者により、得られる情報に差が生じないように配慮することが重要であることから、がん対策情報センターの「がん情報サービス」の内容を充実するとともに、相談支援センターにおける電話やファックス、面接による相談等を着実に実施していく。また、がんに関する情報を掲載した冊子及びこれをリストにしたパンフレット等を作成し、拠点病院等がん診療を行っている医療機関に配布することを検討する。

今般の医療制度改革を踏まえ創設した医療機能情報の提供制度により、手術件数など、医療機能情報をわかりやすく提供していく。

がんの医療機関に関する情報をわかりやすく提供するため、一元的にがん対策情報センターから提供していくことが望まれる。また、必要に応じて、抗がん剤に関する安全性情報の提供等を行っていく。

「いわゆる健康食品」については、正しい知識の普及、健康被害の未然防止や拡大防止のため、科学的根拠のある情報を継続的に収集・蓄積などし、幅広く情報提供していく。

がん対策情報センターからの情報提供を更に促進するため、関連機関との連携強化など、同センターによる情報収集が円滑に実施できる体制整備を推進する。

生存率等の情報を積極的に公開していくことは重要であるが、入手を望まないがん患者及びその家族もいること等から、その心理面等に配慮し、がんに関する情報提供の在り方を工夫していくことが望まれる。

5 がん登録

① 現状

がん登録は、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を登録・把握し、分析する仕組みであり、がん罹患率及びがん生存率など、がん対策の企画立案と評価に際しての基礎となるデータを把握・提供するために必要なものである。

がん登録には、当該都道府県内のがんの罹患状況等を把握する「地域がん登録」と当該医療機関内のデータを把握する「院内がん登録」がある。

海外では、法律に基づき、全国的に実施している国も少なくないが、日本では一部の地域（現在32道府県1市で実施）に限られており、罹患数については全国推計値が厚生労働省研究班により推計されているのみである。

「地域がん登録」については、厚生労働省研究班において標準登録項目・標準的手順を検討し、報告書として取りまとめ、がん対策情報センターのホームページ等を通じて自治体に対し周知を行っている。

「院内がん登録」については、標準登録様式に基づく院内がん登録の実施及び地域がん登録への積極的な協力を拠点病院の指定要件としている。

なお、健康増進法に基づく地域がん登録事業において、民間の医療機関等が都道府県へがん患者の個人情報を提供することは、個人情報保護法等の適用除外の事例に該当すると整理されている。

② 取り組むべき施策

がん登録の実施に当たってはまず、がん患者を含めた国民の理解が必要であることから、その意義と内容について、広く周知を図る。

がんに関する情報を正確に把握するため、引き続き、実施体制の標準化について検討を進めていく。

予後調査に当たっては、住民基本台帳等の閲覧が有効であるものの、民間の医療機関がその閲覧を行うには、多くの労力を必要とすることから、その方策を検討していく。

拠点病院については、技術・知識に関するアドバイス、データの活用・共有及びその前提となる個人情報の保護に関する取組など、その連携を強化することにより、院内がん登録を着実に実施する。

がん登録に従事する職員への教育や研修など、個人情報の保護に関する取組をより一層推進するとともに、その取組を国民に広く周知し、がん登録に関する国民の更なる理解を促進していく。

拠点病院以外のがん治療を行う医療機関についても、がん登録を実施していくことが望まれる。

がん登録の実施に当たっては、医師の協力も必要であるが、その負担軽減を図りつつ、効率的に行っていくためには、実施担当者の育成・確保が必要であることから、実施対象者に対する研修を着実に実施していく。

地域がん登録は、統一的な基準により、国民の合意を得て全国で実施することが望ましいが、個人情報を適切に保護することが必要であり、登録対象の範囲や

予後調査の方法を含め、諸外国では法律に基づき実施されていることも参考としつつ、地域がん登録の実施手法について更なる検討を行う。

6 がん研究

① 現状

がんに関する研究については、文部科学省、厚生労働省、経済産業省が連携し、基礎研究、予防法の開発、診断薬・診断機器の開発、治療薬・治療機器の開発、標準的治療の確立など、様々な側面から推進している。

臨床研究の基盤整備については、がん対策情報センターが、多施設が共同して臨床研究を実施する際のデータセンターとして機能し、新しい治療法の確立を支援している。

厚生労働省及び文部科学省においては、治験コーディネーターの養成研修を平成10年度から実施している。

厚生労働省及び文部科学省は、がんを含む治験・臨床研究の活性化のため、共同で「新たな治験活性化5カ年計画」を策定し、平成19年4月から実施している。

医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（以下「GCP省令」という。）においては、治験を実施する医師は、当該治験が試験を目的とするものである旨を記載した説明文書を治験参加者に交付し説明を行い、同意を得なければならないと規定されている。

② 取り組むべき施策

臨床研究グループへの支援や拠点病院等における治験及び臨床研究の積極的実施、臨床研究コーディネーター（CRC）やデータマネージャーの配置の充実など、治験及び臨床研究の基盤整備・強化を図る。

治験及び臨床研究については、情報の提供や公開を積極的に行うことにより、国民の理解を得られるよう努めていく。

がんに関する研究については、基礎研究とともに、難治がんに関する研究、長期的な療養の状況の把握も含む患者のQOL（生活の質）の向上に資する研究など臨床的に重要性の高い研究やがん医療の均てん化など行政的に必要性の高い研究を実施していく。なお、研究を実施する際には国民の意見をより一層反映する

ように取り組んでいくことに努める。

期待された結果が得られなかった場合も含め研究成果が国民に対しわかりやすく伝わるように努めるとともに、臨床研究の意義を広く国民に周知し、比較対照研究が、がん患者からの協力などを得て実施されるように努める。

がんに関する研究がどのような場所やどれくらいの額で行われているのかについて、透明性を確保するとともに、効率的な研究の実施体制を構築していく。

第5 その他

1 関係者等の有機的連携・協力の更なる強化

がん対策は、様々な主体により実施されているが、実効あるものとして総合的に展開していくためには、国及び地方公共団体をはじめ、関係者等が一体となって取り組む必要がある。

このため、関係者等は、がんの専門医の養成については、がんの専門医認定に関係する学会等が協力すること、また、学会は患者団体等との協力により、解説資料の作成等を通じて患者や家族における診療ガイドラインの理解を助けることができるように努めるなど、有機的連携・協力の更なる強化に努めるものとする。

2 都道府県による都道府県計画の策定及びこれに基づくがん対策の推進

基本法第11条第1項においては、「都道府県は、国が策定するがん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、都道府県がん対策推進計画を策定しなければならない」とされている。

基本法第11条第2項においては、「都道府県がん対策推進計画は、都道府県が策定する医療計画、都道府県健康増進計画、都道府県介護保険事業支援計画等と調和が保たれたものでなければならない」とされている。

上記のとおり、都道府県は、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく平成20年度からの新たな医療計画において、がん等に係る地域ごとの医療連携体制について記載し、連携を推進することとされている。

このため、都道府県には、平成20年度からの新たな医療計画等との調和を図りつ

つ、がん対策を実施していくため、平成19年度中に都道府県計画を策定することが望まれる。

3 関係者等の意見の把握

がん対策を実効あるものとして総合的に展開していくためには、関係者等の意見を集約し、これらのがん対策に反映させていくことが極めて重要である。

このため、国及び地方公共団体は、関係者等の意見の把握に努めるものとする。

4 がん患者を含む国民の努力

基本法第6条においては、「国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めなければならない」とされている。

がん対策は、がん患者を含む国民を中心として展開されるものであるが、がん患者を含めた国民は、その恩恵を享受するだけでなく、主体的かつ積極的に活動する必要がある。また、企業等には、国民のがん予防行動を推進するための積極的な支援・協力が望まれる。

このため、国民は、喫煙、食生活及び運動等の生活習慣とがんとの関係についての知識を得ることに努めるとともに、がん検診を受診するように努めるものとする。

また、がん医療が、がん患者及びその家族と医療従事者とのより良い人間関係を基盤として成り立っていることを踏まえ、医療従事者だけでなく、国民も信頼関係を構築することができるように努めるものとする。

がん患者及び患者団体等には、がん対策において担うべき役割として、医療政策決定の場に参加し、行政機関や医療従事者と協力しつつ、がん医療を変えよとの責任や自覚を持って活動していくことが望まれる。また、各患者団体には必要に応じて議論を重ね、より良い医療体制を実現するために連携して行動すること等が望まれる。なお、そのためには、行政や医療関係団体も含めた社会全体が患者団体の支援を行っていく必要がある。

がん患者及びその家族には、がんに対する治療及びその結果について、責任を共有することが望まれる。なお、そのためには、がんに関する知識を得たり、相談したりするための体制整備や支援が必要である。

がん患者を含めた国民には、がんに関する治験及び臨床研究の意義を理解し、積極

的に参加することが望まれる。なお、同時にGCP省令を周知することが必要である。

4 効率的・重点的な財政措置

近年の厳しい財政事情の下、がん対策を総合的かつ計画的に推進するためには、限られた予算を重点的に配分するとともに、重点的に配分された予算については、効率的に執行する必要がある。

また、限られた予算を最大限有効に活用する観点から、各施策の重複排除及び関係府省間の連携強化を図るとともに、官民の役割と費用負担の分担を図ることとする。

5 目標の達成状況の把握及び効果に関する評価

がん対策を実効あるものとして総合的に展開していくためには、その進捗管理を行うことが極めて重要である。このため、目標の達成状況を把握するとともに、国民の意見等を踏まえつつ、がん対策の効果を検証し、施策の見直しを図ることとする。

なお、基本計画を変更するときは、当該見直しの結果を反映させる必要がある。

6 基本計画の見直し

基本法第9条第7項においては、「政府は、少なくとも5年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があるときには、これを変更しなければならない」とされている。

この基本計画は、がんをめぐる現在の状況を踏まえ、がん対策の基本的方向について定めたものである。今後は、基本計画に定める取組を進めていくこととなるが、がんをめぐる状況変化を的確に捉えた上で、目標の達成状況の把握と効果に関する評価を行い、必要があるときは、計画期間が終了する前であっても、これを変更することとする。なお、国立がんセンターは平成22年4月に独立行政法人化することが決定されていることから、これに伴い、必要に応じ基本計画の見直しを行うこととする。

なお、基本法第11条第4項においては、「都道府県は、当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を行い、必要があると認めるときは、都道府県がん対策推進計画を変更しなければならない」とされているが、都道府県計画の見直しも、基本計画に合わせて適宜評価・見直しの上行われることが望まれる。